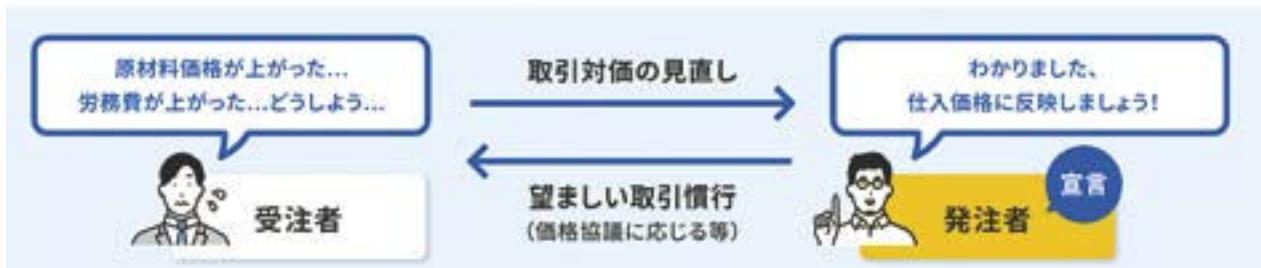


## 大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！ パートナーシップ構築宣言のご案内

### ■パートナーシップ構築宣言とは

- 概要：事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

#### パートナーシップ構築宣言のイメージ



- 宣言内容：(1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(オープンイノベーション/IT実装/グリーン化等)  
(2) 下請企業との望ましい取引慣行(「振興基準」)の遵守。特に、取引適正化の重点5課題について宣言します。(①価格決定方法②型管理などのコスト負担③手形などの支払条件④知的財産・ノウハウ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ)
- 宣言のメリット：パートナーシップ構築宣言することで賃上げ促進税制の優遇や各種補助金(ものづくり補助金など)での加点措置等が受けられます。

【宣言に関するお問合せ】中小企業庁企画課 TEL: 03-3501-1765

【お申込に関するお問合せ】新潟商工会議所 経営相談課 TEL: 025-290-4212



詳細はこちら

## 確定申告に向けて小規模企業共済で退職金の積立と節税をしませんか？

### 小規模企業共済の3つのお得ポイント！

①全額所得控除、掛金は加入後も増減可能→掛金は月額1,000円～70,000円(500円単位)

※年内に支払った金額分がその年の確定申告の所得控除の対象となります。(最大84万円)

②受取時も税制メリット→共済金は退職所得および公的年金等の雑所得扱いになります。

③低金利の貸付制度を利用できる

→掛金納付月数により、掛金の7割～9割の範囲内で貸付制度がご利用いただけます。

※新規加入の場合で当年の所得控除に適用したい場合は、12月20日までに現金納付でお申込みください。加入を検討されている方はお早めに下記までお問合せください。

### 加入対象者

制度に加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員数(アルバイト・パートは除く)によって判断されます。小売・卸売・サービス業等に該当する企業は申込時に従業員数5人以下、製造業・建設業等に該当する企業は申込時に従業員数20人以下であることが要件となります。

【制度全般に関するお問合せ】小規模企業共済 共済相談室 TEL: 050-5541-7171

【お申込に関するお問合せ】新潟商工会議所 経営相談課 TEL: 025-290-4212